平成２２年（フ）第２８５号
釧路市川端町４番８号　ペンション桜Ｆ号室
債務者　藤原　亮爾
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３４号
横浜市港北区箕輪町２丁目19番１―203号
債務者　猪野尾　智
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１４号
神奈川県大和市上和田1824番地38　プラザ・ドゥ・ディーンＡ211
債務者　大瀧雄太郎
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３０号
神奈川県茅ヶ崎市富士見町12番６―202号　ダイアパレス茅ヶ崎Ⅱ
債務者　五十嵐裕喜
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３６号
横浜市磯子区久木町20番46―104号
債務者　野田　洋史
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目５番４号　レオパレスエミ103号室
債務者　渡邉　敬太
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８８号
横浜市泉区上飯田町4552番地の12
債務者　安田　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６１号
横浜市磯子区杉田４丁目18番４号
債務者　泉原ゑり子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６２号
横浜市磯子区杉田４丁目18番４号
債務者　泉原れい奈
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８０３号
神奈川県大和市中央６丁目７番１号　ハイツさつきⅡ202号
債務者　北山　夕子（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７９号
横浜市磯子区岡村３丁目22番37号　メゾンエクセルＡ棟303号
債務者　福田　信司
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８４号
神奈川県鎌倉市城廻49番地１　石川ハイツ201
債務者　倉元由香理（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４号
北海道旭川市春光台４条１丁目４番17号
債務者　西本　健之
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４００号
北海道旭川市曙北２条７丁目１番11号　ルートマンション１Ｆ３号室
債務者　吉田　桃恵
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０２号
北海道富良野市字麓郷市街地の４
債務者　半澤　教幸
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部